

保健室より（生徒・保護者の皆さんへ）

新型コロナウイルス感染症に係る感染予防対策について（お願い）

1 健康観察の実施について

- ・ 自宅において毎朝の検温と健康状態の確認を行ってください。
- ・ 別紙「新型コロナウイルス感染症に係る健康観察票」に記録をし、保健所から情報提供を求められた際に、速やかに提出できるようにしておいてください。
- ・ 次のような症状がある場合は、保健所等にご相談ください。
 - ① 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
 - ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

2 感染症対策について

- ・ 集団感染を防ぐために日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）になる場合は避けてください。
 - ① 密閉空間 こまめに（1時間に1回程度）部屋の窓を開けて、換気を行ってください。
 - ② 密集場所 人混みを避けるため、不要不急の外出は自粛してください。
 - ③ 密接場面 人との距離（可能であれば1m以上）をあけてください。やむを得ず近距離で会話や発声をする際には、必ずマスクを着用してください。

※ 現在、市販のマスクを入手することが困難な状況が続いております。手作りマスクの作り方等の動画が文科省ホームページ等に掲載されていますので、参考にしてください。

○ マスクの作り方（文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

- ・ 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。
- ・ こまめに石けんでの手洗い、うがい、咳エチケットを実施してください。
- ・ 日頃から自己の健康状態に関心を持ち、責任ある行動をとるようにお願いします。

3 心のケア等に関すること

- ・ 臨時休業中の生活の中では、様々な不安や行動制限等から心理的なストレスを抱えている生徒がいるかと思えます。休業中の生徒の心身の健康状態の把握に努め、ご不安やご心配等がありましたら学校までご相談ください。担任やスクールカウンセラー等と共に、組織的に対応いたします。
- ・ 感染者を特定しようとすることや、SNS等で誤った情報を発信することは生徒のプライバシーへの配慮を欠くとともに、偏見や差別につながり、断じて許されないものです。そのような行為を絶対にしないでください。
- ・ 生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として、「24時間子供SOSダイヤル」等を利用することもできます。

4 その他

- ・ 生徒やご家族の方に新型コロナウイルスへの感染が疑われた場合や、濃厚接触者と特定された場合は、速やかに学校まで御連絡ください。

担当：養護教諭 市岡・松林
電話：048-965-3421